

社会福祉法人 三芳厚生福祉会

定 款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人短期入所事業の経営

ロ 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人三芳厚生福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を 埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保1784番8に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人の評議員は7名以上9名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その半数を持って行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要す。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに

署名し、又は記名する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上八名以内
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000 円

(2) 建物 埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保 1 7 8 4 番 8 所在の
特別養護老人ホームみよし園園舎一棟 (1,740.70 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に

限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の事業
- (2) 通所リハビリテーションの事業
- (3) 短期入所療養介護の事業
- (4) 居宅介護支援の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人三芳厚生福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	田	中	茂
理 事	田	中	次 郎
〃	小	松	定 男
〃	橋	本	巖
〃	関	根	喜 人
〃	菊	池	清
〃	茨	野	祐 吉
〃	矢	島	信
〃	高	橋	克 己
監 事	鎌	田	昌 弥
〃	稻	山	十四助

附 則

この定款は、昭和59年1月23日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年8月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年10月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年8月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年10月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

— 年 月 日 —

原本と相違ありません

社会福祉法人 三芳厚生福祉会
理事長 木村 晴





指令西福第3326-1号

埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保1784番8

社会福祉法人三芳厚生福祉会

令和元年12月25日付けで申請のあった社会福祉法人の定款変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の36第3項で準用する同法第32条の規定により、申請のとおり認可します。

令和2年3月18日



埼玉県知事 大野 元裕





社福三厚第0113号

令和元年12月25日

埼玉県知事 大野元裕 殿

社会福祉法人三芳厚生福祉会

理事長 木村晴彦



定款変更について

表題の件につきまして、下記の通り書類を添えて申請いたします。

敬具

記

1. 社会福祉法人定款変更認可申請書
2. 現行定款
3. 新定款
4. 令和元年12月14日理事会議事録
5. 令和元年12月14日評議員会議事録

以上

定款変更認可申請書添付書類一覧

順番	添付書類	事業の追加			役員定数変更	基本財産		その他定款の条文整理等	備考		
		設置経営	受託経営	収益事業		増改築	削除				
1	申請書	○	○	○	○	○	○	○			
2	添付書類目録	○	○	○	○	○	○	○			
3	理事会議事録・議案書(写)	○	○	○	○	○	○	○			
4	評議員会議事録・議案書(写)	○	○	○	○	○	○	○	原本証明割印		
5	財産目録(写)	○							(注2)		
6	変更前の定款	○	○	○	○	○	○	○			
7	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	(注1)		
8	事業計画書	○	○	○							
9	収支予算書(補正予算書)	○	○	○					割印又は袋とし原本証明		
10	事業の概要	○	○	○							
11	委託契約書(写)		○						原本証明、割印		
12	関係条例(写)		○								
13	行政財産使用許可書	○	○	○							
14	施設建設関係書類	予算書又は決算書	○				○		原本証明、割印		
		補助金等の決定書(写)	○				○				
		助成金決定書(写)	○				○				
		借入金決定書又は受理証明書等(写)	○				○				
		借入金関係書類	償還計画	○				○			
			償還金贈与契約書(写)	○				○			
			所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	○				○			
		各種補助要綱	○				○				
		建築資金贈与契約書(写)	○				○				
		書	身分証明書 印鑑登録証明書	○				○			
			残高証明書	○				○			
		法人本部会計等決算書	○				○				
		工事関係契約書、見積書、領収書(写)	○				○				
		不動産売買契約書(写)	○				○				
不動産登記簿謄本	○				○	○					
建築確認(写)	○				○						
図面(土地及び建物)	○	○			○						
15	施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を証する書類	○	○						原本証明		
16	廃止事業に係る財産の処分方法					○					
17	事業の廃止届又は認可書(写)					○					
18	基本財産 処分承認書(写)					○	○				
19	事務局組織図	○	○								
20	職員名簿	○	○								

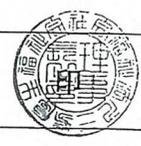
(注1) 変更後の定款の末尾に
「附 則
この定款は、平成 年 月 日より施行する。」
と記載すること。

(注2) 原本証明の例
「原本と相違ないことを証明します。
平成 年 月 日
社会福祉法人○○○会

23-5

社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地	埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保 1784 番地 8
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじんみよしこうせいふくしかい 社会福祉法人三芳厚生福祉会
	理事長の氏名	木村晴彦



申請年月日	令和元年 12 月 25 日
-------	----------------

内容	理由	
		変更前の条文
<p>(評議員の定数) 第五条 この法人に<u>評議員 9 名</u> <u>を置く。</u></p> <p>(役員の定数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>八名</u> (2) 監事 <u>二名</u> 2 理事のうち一名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。</p>	<p>(評議員の定数) 第五条 この法人の<u>評議員は 7 名</u> <u>以上 9 名以内とする。</u></p> <p>(役員の定数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>六名以上八名以内</u> (2) 監事 <u>二名</u> 2 理事のうち一名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。</p>	<p>評議員の定数に幅を持たせることにより、急な退任の場合に対応するため。</p> <p>役員の定数に幅を持たせることにより、急な退任の場合に対応するため。</p>

定款変更の内容及び理由

社会福祉法人三芳厚生福社会理事会議案書

令和元年年12月14日(土)午後3時～
介護老人保健施設むさしの苑 3階食堂

理事会次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 定足数確認
4. 議長選出

議長

5. 議事録署名人選出

議事録署名人

議事録署名人

6. 議案審議

議案第1号 監事候補の選任について

議案第2号 評議員選任・解任委員の選任について

議案第3号 定款の変更について

議案第4号 定款施行細則の変更について

議案第5号 冬季賞与について

議案第6号 法人として畑弁護士に依頼していた

さいたま地方裁判所平成30年(ワ)第3031号未払賃金請求事件を認諾する件

及びさいたま地方裁判所令和元年(ワ)第1172号地位不存在確認請求事件を取下る件

及び法人として畑弁護士並びに小高弁護士に依頼していた木
村晴彦に対する告訴（業務上横領など）を取下る件

7. その他

法人運営に関する喫緊の問題等について

以上

年 月 日

原本と相違ありません

社会福祉法人 三芳厚生福祉会

理事長 木 村 晴



定款変更新旧対照表

旧	新
<p>(評議員の定数) 第五条 この法人に<u>評議員</u> 9名を置く。</p> <p>(役員の数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>八名</u> (2) 監事 <u>二名</u></p> <p>2 理事のうち一名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。</p> <p>(議事録) 第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び<u>監事</u>は、前項の議事録に署名し、又は記名する。</p>	<p>(評議員の定数) 第五条 この法人の<u>評議員</u>は7名以上9名以内とする。</p> <p>(役員の数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>六名以上八名以内</u> (2) 監事 <u>二名</u></p> <p>2 理事のうち一名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。</p> <p>(議事録) 第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び<u>会議に出席した理事又は監事のうちから選出された議事録署名人二名</u>が、前項の議事録に署名し、又は記名する。</p>

令和元年 12 月 14 日 理事会議事録
社会福祉法人 三芳厚生福社会

1. 日 時 令和元年 12 月 14 日 (土) 午後 3 時 00 分
2. 開催場所 介護老人保健施設むさしの苑
3F 食堂
3. 出席者 木村晴彦、清水 隆、丸山普也、金子達也、大山勇一
石川 宏 、濱名 智
4. 欠席者 矢島洋一

以上、定足数を満たし本理事会は成立した。

議長には木村理事長が選出された。

5. 決議事項

(1) 議案第 3 号 定款の変更について

木村理事長より理事及び評議員の定数変更と議事録署名人の取り決め等の議案内容の説明をする。

木村議長：これまでの理事会では、辞任若しくは解任した後の理事の補充で苦労した経緯があります。そこで、理事の定数を 6 名以上 8 名以内。評議員の定数を 7 名以上 9 名以内とすることを諮ります。

清水理事：そうですね。

こうすると急いで決めなくても良くなりますね。

丸山理事：前回の理事会では、監事が欠席していたがどのように議事録を作成したのですか。

木村議長：出席者全員の署名と実印を捺印し、併せて印鑑証明書を添付し登記を終えました。

丸山理事：確認されたのですか。

木村議長：埼玉県に確認しました。

理事については 6 名以上と決められております。

ご質問や意見がなければ、承認される方は挙手をお願いします。

他に質問はなく、全員挙手によって承認された。

(2) 議案第4号 定款施行細則の変更について

木村理事長の議案説明後質問等なく、全員挙手により承認された。

(3) 議案第1号 監事候補の選任について

木村議長は定款変更が受理された場合に、丸山理事が理事を辞任し、監事となることを提案した。またもう一人の監事として加藤克朗氏が提案され、全員の挙手によって議決された。

(4) 議案第2号 評議員選任・解任委員の選任について

木村理事長より、評議員選任・解任委員候補として細田孟氏が紹介され、全員の挙手により選任された。監事からの選任については、加藤克朗氏が提案され、全員の挙手により選任された。

(5) 議案第5号 冬季賞与について

木村理事長より議案内容の説明をする。

先週金曜日と今週月曜日にメインバンクの東和銀行支店長、副支店長、みよし園施設長との4人で現状と今後の見通し、双方の要望を話した件の報告がされ、社会保険料等の税金滞納分、業者支払い分、3期に渡り支払っていない賞与、銀行への返済分の確認を行い、銀行側の必要書類を準備後、優先するものから解決していくことに協力する旨の説明があった。

金子理事：職員の税金関係を未払いにしていると、職員の将来に影響を与えるのではないですか。

木村議長：その通りです。

賞与の未払により発生すると予測される職員の離職防止と、社会保険料等の税金の支払いを優先するように助言を受けました。

9日には、年金機構に詳細を伺いに行って参りました。

今月中におおよその支払い予定を立てることになっています。

清水理事：銀行から借入をして、返済は大丈夫なのか。

木村議長：そこに関しては、更に大幅なスケジュールが考えられます。

事業計画、試算表等拠点毎に精査し、今後数か月分の資金繰り表を作成し、しっかりと事業計画を作る必要性があります。

だからと言って、銀行も簡単には貸してくれないと思いますので、実情を十分に考慮しなければなりません。

その上で、むさしの苑はいただける加算をしっかりと計上する。みよし園は、ベッド稼働率を90%以上にすることが条件だと考えます。

まずは収入の確保です。

濱名理事：冬季賞与について職員に説明が必要です。

木村議長：月曜日以降、銀行と交渉をしてから、なるべく正確な内容を伝えます。

清水理事：今の説明と資料で、みよし園の状況が芳しくないということがわかりま

した。そして、どうしてみよし園の施設長などもこの理事会に出席しないのでしょうか。自分たちには何の責任もないということなののでしょうか。みよし園の施設長などにも理事会に出席するように伝えてください。

木村議長：承知しました。

銀行との交渉について、今急ぎ資料を作成しています。状況はその都度ご報告しながら進めてまいりますので、交渉についてお任せいただけないでしょうか。

賛成の声と全員の挙手により、木村理事長に一任することで承認された。

(6) 議案第6号 畑弁護士に依頼していた事件の認諾、取り下げについて

木村理事長から事件の内容について、資料と合わせ説明があった。それぞれ当事者が出席していたため、まずは清水理事に退席して頂き、決議することとした。

木村議長：さいたま地方裁判所令和元年(ワ)第1172号地位不存在確認請求事件について、これは清水理事が理事長ではないと訴えられた事件です。この訴訟について取下げたいと考えていますが、いかがでしょうか。

一同賛成の声と挙手によって取下げが承認、議決された。

木村議長：続いて告訴事件と、さいたま地方裁判所平成30年(ワ)第3031号未払賃金請求事件の認諾についてですが、当事者の私は退席します。どなたか進行していただけますか。

丸山理事：私が進行します。

木村理事長が退席した。

丸山理事：では、未払賃金請求事件について、認諾することを認めてもいいでしょうか。

一同賛成の声と挙手によって、認諾することが議決された。

丸山理事：次に告訴について、法人として取下げることの承認をいただきたいと思います。お手元の資料をご覧になり、お決めいただきたいと思います。ご質問のある方。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

全員の挙手により、畑弁護士に依頼していた告訴事件の取り下げが議決された。

(7)その他

木村理事長よりその他に関して提案がなく、今回話し合う必要があるものについてないか、提案があった。

大山理事：先ほど裁判と告訴について議決されましたが、弁護士はどうするのでしょうか。折をみて解任する必要があるのではないのでしょうか。

石川理事：そうですね、様子を見て解任するのがいいと思います。

その他理事も解任に賛成と意見を述べ始める。

木村議長：これも決を取ります。折をみて解任することを承認いただける方は、挙手願います。

全員の挙手により、いずれ解任することが決議された。

木村議長：最後になりましたが、議事録署名人を決めていませんでした。どなたか、お引きうけいただきたいと思います。

清水理事：石川理事と濱名理事がいいと思います。

そうすると、署名のために出かけなくてもいいのではないのでしょうか。

金子理事：賛成。

木村議長：それではお二人をお願いします。

石川理事、濱名理事は、それぞれが了解した。

木村議長：ありがとうございます。本日の理事会を閉会いたします。
長い時間、お疲れさまでした。

理事一同：お疲れさまでした。

6. 午後 16 時 15 分、議長は閉会を宣言した。

令和元年 12 月 18 日

理事長 木村晴考



議長 木村晴考



議事録署名人

2019年12月25日

原本と相違ありません

社会福祉法人 三芳厚生福祉会
理事長 木村晴



石川 崇



濱名 孝



社会福祉法人三芳厚生福祉会評議員会議案書

令和元年年12月14日(土)午後3時～
介護老人保健施設むさしの苑 3階食堂

評議員会次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 定足数確認
4. 議長選出

議長.....

5. 議事録署名人選出

議事録署名人.....

議事録署名人.....

6. 議案審議

議案第1号 監事の選任について

議案第2号 定款の変更について

7. その他

法人運営に関する喫緊の問題等について

以上

令和2年2月28日

原本と相違ありません

社会福祉法人 三芳厚生福祉会
理事長 木 村 晴



令和元年 12月 14日 評議員会議事録
社会福祉法人 三芳厚生福祉会

1. 日 時 令和元年 12月 14日 (土) 午後 4時 28分
2. 開催場所 介護老人保健施設むさしの苑 3F 食堂
3. 出席者 堀川典、三瓶スミ子、由水たけ子、尾形サツ、金谷浩
中町繁和、尾崎恒夫
4. 欠席者 山本文吾、山本庄一

以上、定足数を満たし本評議員会は成立した。

議長には堀川評議員が選出され、議事録署名人には金谷評議員と中町評議員が選出された。

5. 議案審議

(1) 議案第 2 号 定款の変更について

木村理事長の説明後、全員の挙手により議決された。

(2) 議案第 1 号 監事の選任について

木村理事長より、定款の変更が受理されること条件付きで丸山理事の解任と監事就任について説明があり、丸山理事の解任を過半数の挙手により承認、議決された。

丸山普也氏、加藤克朗氏の監事就任は、全員の挙手により承認、議決された。

6. その他

評議員選任・解任委員には細田孟氏が選任されたことを報告した。

7. 午後 5 時 15 分に議長は閉会を宣言した。

令和元年 12月 14日

理事長 木村 晴彦



議長 堀川 典



議事録署名人

中町 繁和



金谷 浩



17年12月25日
原本と相違ありません
社会福祉法人 三芳厚生福祉会
理事長 木村 晴彦

